

公益社団法人北海道交通遺児の会個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通遺児の会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(収集の制限)

第3条 個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務又は事業（以下「事務事業」という。）の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集するものとする。

2 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は収集しないものとする。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は事務事業の目的を達成するために必要と認められるときは、この限りでない。

3 個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前4号に掲げるほか、本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第4条 個人情報を取り扱う事務事業の目的以外に個人情報を利用し、又は提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

2 前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(提供先に対する措置要求)

第5条 本会以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じることが求めなければならない。

(適正管理)

第6条 個人情報を取り扱う事務事業の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 保有する必要がなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置)

第7条 個人情報を取り扱う事務事業を委託するときは、個人情報の保護のため必要な措置を講じなければならない。

(職員の義務)

第8条 本会の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(自己情報の開示)

第9条 本会の保有する個人情報について、当該個人情報の本人から開示の申出があったときは、本人であることを確認の上、これに応じるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより、本人に開示をすることができないと認められるとき。

(2) 開示をすることにより、第三者の正当な利益を損なうと認められるとき。

(3) 開示をすることにより、本会の事務事業の適切な遂行に支障を生じるおそれのあるとき。

(自己情報の訂正)

第10条 開示を受けた個人情報に係る事実について、当該個人情報の本人から訂正の申出があったときは、本人であることを確認の上、当該個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、これに応じるものとする。

(苦情の処理)

第11条 本会の保有する個人情報の取扱いに関する苦情相談等があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月2日から施行する。